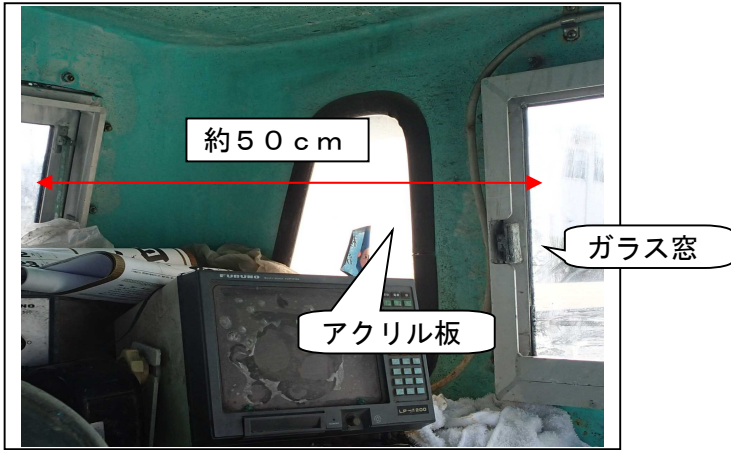


## 船舶事故調査報告書

平成28年1月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月10日 04時50分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港 博多港西防波堤北灯台から真方位268°1,900m付近 (概位 北緯33°37.1′ 東経130°21.7′)
事故の概要	漁船保栄丸は、北進中、プレジャーボートなぎさは、西進中、両船が衝突した。 なぎさは、船長及び知人1人が負傷したほか、船体に圧壊を生じ、また、保栄丸は、船体に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 保栄丸、4.86トン FO3-29801（漁船登録番号）、個人所有 10.83m (Lr) × 2.53m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、118.00kW、昭和56年3月26日 第292-18147号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート なぎさ、5トン未満 290-24688福岡、個人所有 6.28m (Lr) × 2.24m × 0.95m、FRP ガソリン機関、66.2kW、昭和59年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年10月13日 免許証交付日 平成23年4月4日 (平成28年12月5日まで有効) B 船長B 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年4月30日 免許証交付日 平成26年12月2日 (平成32年5月11日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び知人）
損傷	A 右舷船首部に亀裂 B 船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時22分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年5月10日04時35分ごろ法定灯火を表示して福岡市伊崎船溜まりから出航し、約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により漁場に向けて北進した。</p> <p>船長Aは、操舵室内前部の両舷角の窓枠（幅約50cm）により死角を生じていたものの、左舷方については錨泊船が博多港に入航する時間であると思い、時折、操縦室の左舷側のガラス窓から見張りをしていたが、右舷方については中央航路付近までは距離があるので、接近する他船はいないと思い、操縦室の右舷側のガラス窓から顔を出すなどの死角を補う見張りを行っていなかった。（写真1参照）</p>
	 <p>写真1 A船の右舷側のガラス窓の状況</p> <p>A船は、船長Aが、右舷船首方に他船のエンジン音を聞き、右舷側のガラス窓から見るとB船が迫って来たので全速力後進としたが、04時50分ごろA船の右舷船首部とB船船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、04時45分ごろ法定灯火を表示して福岡市箱崎船溜まりから出航し、博多港西防波堤を通過して中央航路を横切り、約19knの速力で手動操舵により釣り場に向けて西進した。</p> <p>船長Bは、左舷側の窓付近に腰を掛けている同乗者と話し込みながら航行中、衝撃でA船と衝突したことに気付いた。</p> <p>両船は、衝突後、互いに状況を確認し、自力で各出航地に帰った。</p> <p>船長B及び同乗者は、入港後、救急車により病院に搬送され、船長Bは眼窩底骨折、同乗者は右膝蓋骨骨折等とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>

<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、操縦室の両舷のガラス窓から顔を出して両舷の死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、ふだん左舷側の窓から左舷方の見張りを行っていたが、右舷前方に1隻が錨泊していた以外に他船を見掛けなかったため、前方に他船がないものと思い、左方の見張りを妨げていた同乗者を窓付近から移動させずに話し込んでいた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、博多港を北進中、船長Aが、右舷方から接近する他船はいないものと思い、右舷方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れてB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、中央航路付近までは距離があるので、右舷方から接近する他船はないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、博多港を西進中、船長Bが、左舷側の窓付近に腰を掛けた同乗者と話し込み、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かずに航行してA船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷前方に1隻が錨泊していた以外に他船を見掛けなかったことから、前方に他船がないと思ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、博多港において、A船が北進中、B船が西進中、船長Aが、右舷方から接近する他船はいないものと思い、右舷方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、また、船長Bが、左舷側の窓付近に腰を掛けた同乗者と話し込み、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、A船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

